

# 公共汚水ます設置等に関する要綱

平成28年1月

千葉県流山市

## 流山市公共汚水ます設置等に関する要綱

### 1 目 的

この要綱は、本市の公共下水道事業における排水設備設置の促進及び円滑な維持管理を図るため、公共汚水ます（以下「汚水ます」という。）の設置等に関して必要な事項を定める。

### 2 汚水ます

#### (1) 設置位置

宅地と道路の境界から1 m以内の宅地内に設置するものとする。ただし、道路に近接して家屋があり汚水ますを設置するスペースがない場合、道路と宅地との高低差が大きい場合等、施工上困難と認められる場合及び特定事業場、悪質下水排水施設等、水質調査が必要な場合に限り道路に設置することができる。

#### (2) 構 造

##### ア 形状及び材質

汚水ますは、下水道用硬質塩化ビニル製の標準型（内径200 mm）を原則とする。ただし、公共施設、大規模集合住宅及び敷地が広い等、標準型によりがたい場合は、別途協議とする。

表 汚水ますの用途形状

呼 び 方	形状・寸法	用 途
標 準 型	内径φ200	一般的な住宅地等
特 殊 型	内径φ300 ～φ900	大規模集合住宅等 (小口径塩ビ人孔～1号人孔)

##### イ 深 さ

原則として1 m以上とする。ただし、特に上下水道事業管理者が認めた場合はこの限りではない。

##### ウ 蓋

標準型については、塩ビ製（ミカゲ色）の市章及び「おすい」の文字入り密閉蓋とするが、車庫等、車両が出入りする場所については铸铁製（内蓋付き）の市章及び「おすい」の文字入りとする。なお、道路上及び特殊型についてはダクトイル铸铁製の流山市型デザイン蓋とし、内径300 mm用以下については内蓋付きとする。

## エ 底 部

塩ビ製の底部は、原則として3方向からの流入口（内径100mm）を備えたインバート付きを標準とする。また、コンクリート製の柵の底部についてはインバートを設けるものとする。

### (3) 設置個数及び費用負担

ア 一宅地に1個を原則とする。ただし、公共下水道整備時に一宅地に複数の家屋があり、かつ独立した排水系統の場合に限り1個増設することができるものとし、市の負担で設置する。

イ 公用地及び公共用地については、当該管理者と協議して必要数を設置する。ただし、費用負担については、アによる。

ウ 旧コミュニティプラント地区及び土地区画整理事業地区で、公共下水道施設を市に移管後、汚水ますを設置する場合の設置費用は、申請者負担とする。ただし、移管時に市との協議により、受益者負担金又は受益者負担金相当額を納付している宅地は除く。

エ 前各号に定めるほか、公共下水道供用開始以降、新たに土地の分筆、開発行為、位置指定道路等、自己の都合により汚水ますを増設する場合の設置費用は申請者負担とする。

オ 区域外流入に伴う汚水ますの設置費用は、申請者負担とする。

カ その他、特に上下水道事業管理者が認めた場合には市の費用で汚水ますを増設することができるものとする。

### (4) 移設又は構造変更

汚水ますを設置した後、新築、増改築及び土地の区画形質の変更等、自己の都合により汚水ますの移設等が必要となった場合は、あらかじめ上下水道事業管理者の承認を受けるものとし、その費用は原因者負担とする。

### (5) 提出書類

汚水ますの設置にあたっては、あらかじめ公共汚水ます設置位置申請書（様式第1号）及び土地使用承諾書（様式第2号）を提出し、移設又は構造変更については様式第1号を提出し、上下水道事業管理者の承認を受けなければならない。

### 3 取付け管

(1) 取付け位置及び配置については、次の各号を標準とする。

ア 布設方向は、本管に対し直角に布設する。

イ 取付け管は、本管の水平中心線より上方に取付ける。

ウ 取付け管の勾配は、1%（10%）以上とする。

エ 宅地内に汚水ますが設置できず、やむをえず取付け管で止めておく（管止め）場合は、不明水が浸入しないように措置を講ずるとともに、その位置が道路上から確認できるように、道路と民地の境界付近に測量ピン等で明示しておくものとする。

(2) 構造

ア 取付け管の材質は、下水道用硬質塩化ビニル管を用い、管径は150mmを標準とする。

イ 本管への取付けは、支管を用いる。

(3) 土被り

土被りは、60cm以上とし、かつ、宅地内で汚水ますの深さが1m程度確保できる深さとする。

付 則

昭和61年4月1日制定

平成12年4月1日改訂

平成28年1月1日改訂